

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年3月31日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	丹波篠山市 (282219)
地域名 (地域内農業集落名)	西紀中地区 (宮田、下板井、上板井、小坂、乗竹、打坂、垣屋、高坂、倉本、坂本、栗柄)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	208.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	183.3 ha
② 田の面積	183.3 ha
③ 畑の面積	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	43.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-3.1 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	64.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	24.5 ha
(備考)	

#### (2) 地域農業の現状及び課題

<p>・昭和40年代から60年代にかけて農地の基盤整備事業を実施したが農業用施設の老朽化が顕著である。</p> <p>・担い手は認定農業者6名、認定新規就農者1名、集落営農組織は4組織で内集落営農法人は1組織、これ以外に経営規模拡大を志向する農業者が2名いる。集落営農組織は組合員の高齢化が課題となっている。</p> <p>・地区内では多面的機能支払交付金を活用する5組織(10集落)、中山間地域等直接支払事業を活用する2組織により、遊休農地対策や農業用施設の維持管理及び長寿命化に取り組んでいる。また、集落の草刈り隊として平成28年に板井環境保全委員会(上板井・下板井)を設立し地区の農村環境を維持している。</p> <p>・鳥獣被害防護柵は平成13年以前に高坂・倉本地区で設置されて以降、上板井、小坂、乗竹、打坂、垣屋、坂本、栗柄地区に延長約33km設置。</p> <p>○令和5年度農業者意向調査結果 ※カッコは市平均値</p> <p>・70才以上の農業者の「後継者なし農家」の割合は59.6%(60.7%)、耕作可能な期間が3年から5年以内の農地(筆数)は42.6%(42.3%)。獣害被害の農地面積は26%(31%)</p> <p>○令和5年度主要作物の作付状況 ※カッコは地区に占める割合</p> <p>・水稲126ha(59%)黒大豆35ha(17%)黒枝豆12ha(6%)が栽培されている。</p>
---

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>・水稲を中心に特産物である黒大豆、黒大豆枝豆の生産量を維持する。</p> <p>・その他特産物(小豆、山の芋、栗、茶等)を栽培する。</p> <p>・山間においては栗やゆず等を植栽し、農地の荒廃化を防ぐ。</p> <p>・水稲における減農薬・減化学肥料、生物多様性に配慮した栽培を進める。</p> <p>・農地の多面的機能を維持するため定期的な施設点検及び共同活動を進める。</p> <p>・経営規模拡大を志向する農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等を中心に担っていく。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在の経営体の営農継続が困難になった場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農政協力員と調整し新たな担い手への農地利用を進める。その都度、地域計画の見直しや変更を行い地区内の農地利用の最適化を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27.2 %	将来の目標とする集積率	39 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
小規模農家に農地の賃貸借の意向があれば、賃貸借を希望する農地の隣接地を耕作している担い手等に農地を集積することで、農用地の集団化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
現在の経営体の営農継続が困難になった場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農政協力員と調整し新たな担い手への農地利用を進める。更に農業委員や農地利用最適化推進委員は、積極的に地域の現状を把握し得る人材を配置し、地域における利用調整の中心とする。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今後の農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行い農地利用最適化推進委員及び農政協力員と調整し段階的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
西紀中地区における農業基盤整備は昭和40年代から60年代にかけて整備されており農業用施設の老朽化が顕著である。軽微な修繕や部分的な更新については多面的機能支払交付金を活用していく一方で、大規模な農業用施設の更新については国の補助事業を活用するなど計画的な整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・認定農業者や新規就農者、集落営農組織会員の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。 ・地区内外から多様な経営体を募り地区(集落)と担い手が定期的に話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が確保できるような地区と担い手とが相互に協力連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地区の生産組合へ農作業(耕起・田植・刈取等)を委託し、設備投資を抑え作業の効率化を図る。 ・作業の効率化が期待できる水稲防除作業はJA丹波ささやまへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①既存の獣害防護柵があるエリアは補修や定期的な見回りを行い維持管理等を行う。獣害防護柵がなくシカやイノシシによる農作物被害があるエリアは獣害防護柵の設置を検討する。ニホンザルによる農作物被害があるエリアはサル用電気柵の設置を検討する。
- ②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし生物多様に配慮した農作物の栽培に取り組んでいく。
- ③土壌水分計を用いた計測と情報発信、ドローン防除などスマート農業機械の導入等を支援し、省力化、高品質化に努める。
- ④水田を基本とするが畑地化の要望があれば畑地化促進事業等を活用する。
- ⑤栗の樹園地整備や苗木の購入、省力化機械の導入支援により園地の拡大や品質の向上に努める。
- ⑦耕作を継続することが困難な農地については、草刈り等の維持管理、粗放的な利用を検討する。
- ⑧多面的機能支払交付金資源向上及び長寿命化を活用し農業用施設の修繕・更新を行っていく。  
中山間地域等直接支払交付金を活用し、条件不利な中山間地における農業生産活動を支援していく。  
佐仲ダム幹線水路(昭和56年に供用開始)は老朽化により近年漏水事故が頻発していることから、今後、施設の機能診断、保全計画に基づいた更新を随時行っていく。
- ⑨稲わらや飼料作物の耕種農家と畜産農家の耕畜連携を推進し資源循環の取組拡大を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	個人情報 <sub>の</sub> 為 <sub>非</sub> 表示		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
4			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。